

免許状の有効期間・修了確認期限は御存知ですか？

# 教員免許更新制について (御案内)

**！注意！**

**教員として勤務するには、有効な教育職員免許状が必要です。**

お手持ちの教員免許の有効期間又は修了確認期限を御確認ください。

特に有効期間満了の日・修了確認期限が**令和4年3月31日**までの方は御注意ください。

## 1 制度概要

### (1) 目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質・能力が保持されるよう、定期的に知識・技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

### (2) 基本的な仕組み

□ 最新の知識・技能を身に付けるために一定の期限が設けられます。

・ **平成21年4月1日以降**に初めて授与された(される)方【**新免許状所持者**】

→ 教員免許状に「**有効期間の満了の日**」が記載されています。

・ **平成21年3月31日以前**に授与された方【**旧免許状所持者**】

→ 生年月日及び栄養教諭免許状の所持の有無により最初の「**修了確認期限**」が定められています。

修了確認期限については、3ページの表を御確認ください。

※ 平成21年3月31日以前に授与された免許状を持つ方は、平成21年4月1日以降に新たに免許状を取得した場合も「旧免許状所持者」となります。

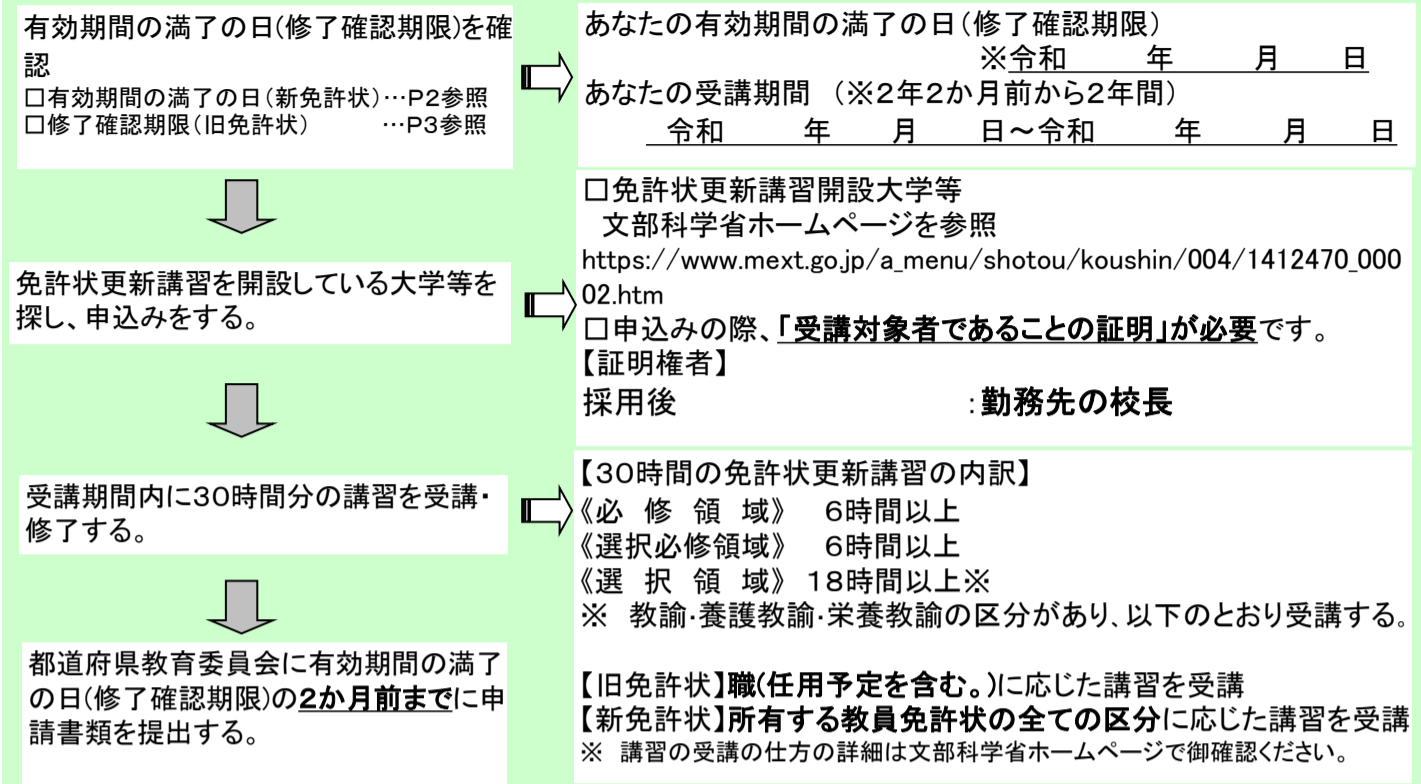
□ 有効期間の満了の日(又は修了確認期限)の**2年2か月前から2年間**の間に、大学等が開設する**30時間以上の講習(免許状更新講習)**を受ける必要があります。

□ 更新講習受講後、**都道府県教育委員会**に有効期間の満了の日(又は修了確認期限)の**2か月前までに**、申請手続を終える必要があります。

※ ①更新講習受講と②教育委員会への手続を行ってください。

□ 現在教職に就いている方は延期申請や免除申請ができる場合があります。

## 2 教員免許更新までのおおまかな流れ



## 3 平成21年4月1日以降に授与された免許状をお持ちの方【新免許状所持者】の有効期間

お手持ちの免許状に記載の「有効期間の満了の日」を御確認ください。

※ **有効期間の満了の日の異なる**複数の新免許状をお持ちの場合、**全ての免許状の有効期間が、お手持ちの免許状の中で最も遅い有効期間の満了の日に統一**されます。

(先に授与された新免許状の有効期間の満了の日が経過する前に新たな新免許状が授与された場合に限る。)


**教育職員免許状見本**

**有効期間満了日の2年2か月前から満了日の2か月前までに更新講習を受講し、申請手続きをします。**

**！注意！**

平成 年 月 日 平 高専第 号 根拠規定 免許法別表第一	基礎資格 修士の学位を有する	教育機関名等 十二単位以上修得の分野名 卒業又は修了の年月日 平成二年三月二日	修得単位 教科に関する科目 教科又は教職に関する科目 教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目	資格認定試験 試験実施機関 令和〇〇年〇月〇〇日 合格年月日	備考 有効期間の満了の日 令和〇〇年〇月〇〇日
-------------------------------------	----------------	--	---	---	-------------------------------

高等学校教諭専修免許状  
 本籍地  
 氏名  
 昭和 年 月 日生  
 記  
 右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について高等学校教諭専修免許状を授与する。

東京都教育委員会  


教育職員免許状

## 4 平成21年3月31日以前に授与された免許状をお持ちの方【旧免許状所持者】の最初の修了確認期限

(延期等の申請を行った場合、必ずしも下記のとおりではございませんので御注意ください。)

《表1》《表2》を基に、修了確認期限を御確認ください。

《表1》教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する方(平成21年3月31日以前に栄養教諭免許状を授与された方を除く。)

※ 栄養教諭免許状をお持ちでない方で、生年月日が昭和30年4月1日以前の方は、更新制の対象ではありません。

① 生年月日による最初の有効期間満了日の確認

グループ	生年月日	最初の修了確認期限	2回目の修了確認期限	更新手続期間
1	昭和30年4月2日 ~ 昭和31年4月1日	平成23年3月31日	令和3年3月31日	平成31年2月1日 ~ 令和3年1月31日
	昭和40年4月2日 ~ 昭和41年4月1日			
	昭和50年4月2日 ~ 昭和51年4月1日			
2	昭和31年4月2日 ~ 昭和32年4月1日	平成24年3月31日	令和4年3月31日	令和2年2月1日 ~ 令和4年1月31日
	昭和41年4月2日 ~ 昭和42年4月1日			
	昭和51年4月2日 ~ 昭和52年4月1日			
3	昭和32年4月2日 ~ 昭和33年4月1日	平成25年3月31日	令和5年3月31日	令和3年2月1日 ~ 令和5年1月31日
	昭和42年4月2日 ~ 昭和43年4月1日			
	昭和52年4月2日 ~ 昭和53年4月1日			
4	昭和33年4月2日 ~ 昭和34年4月1日	平成26年3月31日	令和6年3月31日	令和4年2月1日 ~ 令和6年1月31日
	昭和43年4月2日 ~ 昭和44年4月1日			
	昭和53年4月2日 ~ 昭和54年4月1日			
5	昭和34年4月2日 ~ 昭和35年4月1日	平成27年3月31日	令和7年3月31日	令和5年2月1日 ~ 令和7年1月31日
	昭和44年4月2日 ~ 昭和45年4月1日			
	昭和54年4月2日 ~ 昭和55年4月1日			
6	昭和35年4月2日 ~ 昭和36年4月1日	平成28年3月31日	令和8年3月31日	令和6年2月1日 ~ 令和8年1月31日
	昭和45年4月2日 ~ 昭和46年4月1日			
	昭和55年4月2日 ~ 昭和56年4月1日			
7	昭和36年4月2日 ~ 昭和37年4月1日	平成29年3月31日	令和9年3月31日	令和7年2月1日 ~ 令和9年1月31日
	昭和46年4月2日 ~ 昭和47年4月1日			
	昭和56年4月2日 ~ 昭和57年4月1日			
8	昭和37年4月2日 ~ 昭和38年4月1日	平成30年3月31日	令和10年3月31日	令和8年2月1日 ~ 令和10年1月31日
	昭和47年4月2日 ~ 昭和48年4月1日			
	昭和57年4月2日 ~ 昭和58年4月1日			
9	昭和38年4月2日 ~ 昭和39年4月1日	平成31年3月31日	令和11年3月31日	令和9年2月1日 ~ 令和11年1月31日
	昭和48年4月2日 ~ 昭和49年4月1日			
	昭和58年4月2日 ~ 昭和59年4月1日			
10	昭和39年4月2日 ~ 昭和40年4月1日	令和2年3月31日	令和12年3月31日	令和10年2月1日 ~ 令和12年1月31日
	昭和49年4月2日 ~ 昭和50年4月1日			
	昭和59年4月2日 ~			

《表2》栄養教諭免許状を所持する方

※ 栄養教諭として勤務していなくても、他の教員免許状と一緒に栄養教諭免許状も所持している方は、こちらの表に該当します。

グループ	栄養教諭免許状が授与された年月日	最初の修了確認期限	2回目の修了確認期限	更新手続期間
1	~ 平成18年3月31日	平成28年3月31日	令和8年3月31日	令和6年2月1日 ~ 令和8年1月31日
2	平成18年4月1日 ~ 平成19年3月31日	平成29年3月31日	令和9年3月31日	令和6年2月2日 ~ 令和9年1月31日
3	平成19年4月1日 ~ 平成20年3月31日	平成30年3月31日	令和10年3月31日	令和6年2月3日 ~ 令和10年1月31日
4	平成20年4月1日 ~ 平成21年3月31日	平成31年3月31日	令和11年3月31日	令和6年2月4日 ~ 令和11年1月31日

平成21年4月1日以降に栄養教諭免許状を授与された旧免許所持の方の修了確認期限は、年齢によって決まります。《表1》を御覧ください。

## 5 手続を行う教育委員会

□現在学校に勤務している方 ⇒ 勤務する学校の所在する都道府県教育委員会

□現在学校に勤務していない方 ⇒ お住まいの都道府県教育委員会  
(手続方法は各都道府県で異なります。)

【注意】申請すべき教育委員会と異なる教育委員会に申請した場合、更新等の手続ができません。御注意ください。

## 6 手続の流れ(東京都教育委員会に申請する場合)

(1)更新講習の受講 採用予定の職種に応じて30時間以上の講習を受講してください。

(2)申請書類の用意 次の表にある書類等を御用意ください。

用意するもの	注意事項	手続名	
		有効期間更新申請 (新免許状所持者)	更新講習修了確認申請 (旧免許状所持者)
①申請用紙	申請用紙は、ホームページ「東京都 教員免許案内」に掲載	1号様式	1号様式(修了確認期限前) 又は 5号様式(修了確認期限経過後)
②全ての所持免許状の写し(コピー)	免許状紛失の際は、免許状を授与した各都道府県教育委員会が発行する「免許状授与証明書」(原本)を用意	○	○
③30時間分の講習修了(履修)証明書(原本)	免許状更新講習を受講した大学等から発行された証明書	○	○
④申請手数料 3,300円	<p>■郵送による手続きの場合 ゆうちょ銀行で「郵便普通為替」又は「定額小為替」を過不足額の内容に納入してください。切手では受付できません。 為替の受取人欄等は絶対に記入しないでください。</p> <p>■窓口による手続きの場合 現金で納入。つり銭のないよう御用意ください。</p>	○	○
⑤本籍地記載の住民票又は戸籍抄本(謄本) ※ 発行3か月以内のもの ※ 住民票はマイナンバーの記載のないもの、 本籍地の記載が省略されていないもの	免許状や修了証の本人確認のための書類です。 住民票 : 免許状と各種証明に記載の本籍・氏名が現在と同じ場合 戸籍抄本(謄本): 免許状と各種証明に記載の本籍・氏名が現在と違う場合 戸籍抄本(謄本)を用意する場合、免許状や各種証明に記載の本籍・氏名から 現在の本籍・氏名への異動が分かるようにしてください。	○	○
⑥証明書返信用レターパック	レターパックライト(青・370円)とレターパックプラス(赤・520円)のどちらも使用可能です。御都合に合わせて選んでください。 レターパックでは損害賠償は行われなため、万が一の時の損害賠償が必要な場合は、簡易書留用の封筒を御準備ください(角2号、460円分の切手)。	○	○
⑦受理証用はがき(郵送申請の場合のみ)	申請書類が東京都教育委員会に受理されたことの証明です。 受理後すぐに発送します。郵送先(御自分の住所と宛名)を明記した63円の通常はがきを用意してください。	郵送申請の場合のみ	
⑧更新関係手続証明書の写し(コピー) (過去に更新関係手続をしたことがある方のみ)	更新講習修了確認証明書、修了確認期限延期証明書、免許状更新講習免除証明書等の写し(コピー) 上記証明書を紛失した際は、全ての所持免許状について、授与した各都道府県教育委員会が発行する「免許状授与証明書」の原本(都外発行分は1年以内有効)を用意してください。	過去に更新関係手続をしたことがある場合のみ	

(3)東京都教育委員会へ書類を提出

①郵送による提出 申請書類と申請手数料をA4判(角2)の封筒に入れ、下記宛先へ郵送してください。  
〒163-8001 (住所不要) 東京都教育庁人事部選考課免許担当宛て

②窓口での提出 窓口で提出する場合、申請者本人が提出してください。

受付時間 祝日を除いた月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで  
受付場所 都庁第二本庁舎14階

(4)証明書の交付 郵送にて証明書を交付します。

手続方法の詳細・その他の手続については、ホームページ「東京都 教員免許案内」に掲載の「教員免許の更新」を御確認ください。  
「東京都 教員免許案内」 ⇒ <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/static/kyoinsenko/menkyo/>

【問合せ先】教育庁人事部選考課免許担当

メール S9000017@section.metro.tokyo.jp